

焼畑、牧、牧畑と日本畑作農業展開問題

田 中 豊 治

一、問題意識

日本畑作農業展開過程における焼畑の意義については佐々木高明の「日本の焼畑」(1)に明確に論述されている。しかし、古代日本の切替耕作は畑井弘の研究(2)によつて明らかにされたように、焼却を伴わない林野の切替耕作として林田、林畑も存在し、武蔵野には宮本常一が指摘(3)したように一九五〇年代まで林田(畑)が相当数存在していた。牧畑は三橋時雄(4)、石田寛(5)、田中豊治(6)が記したように昭和年代まで隠岐、対馬、屋久島、種子島等の離島や、瀬戸内海の島々、中国高原等に存在していた。しかし、牧畑が何時、如何なる条件の下で成立し、日本畑作農業展開の中で如何に位置づけられるべきかは明らかにされていない。隠岐では近世以降において牧畑が普通畑と林野に分解して一九六七年を最後に耕作機能を停止し、林野と放牧場に変化して現在は牧畑経営は行われていない。徳井賢は牧畑は焼畑経営に牛馬耕を導入して成立したと考え(7)、民俗学者の一部は中国高原では焼畑経営の後に牧畑経営が継続する場合があると説いているが、之等の議論には事実の判断上、かなり疑問点がある。本稿では右の三

者（焼畑、牧、牧畑）の相互関係を比較検討しつつ、牧畑の日本農業展開過程における位置づけを論ずることにする。

二、「片あらし」、「年荒と牧畑」

島田次郎⁸⁾、戸田芳実⁹⁾等の歴史学者、高重進¹⁰⁾等の地理学者が指摘したように、日本古代の農業経営において、耕地の半分を休閑させて交替作付することが「片あらし」、「年荒」等の用語で表現され、古代、中世を通じて見ても大和地方、摂津地方等の幾内先進農業地帯でも普遍的な現象であった。文化水準、農業技術の後進地帯では、地力の維持や労働生産性の限界上、更に穀物食料資源の確保の上から、地力の消耗を極力抑えるために「切替」土地利用を余儀なくされた。

平安遺文におさめられた荘園文書にはかなり頻繁に「年荒」「常荒」（長期に亘って休閑している田畑）の語句があらわれ、当時の農業経営の実態を示している。

戸田芳実はそうした事実から「二圃制」の概念を提起した。之に対して歴史学者は、片あらし、年荒の事実はひとめ、切替耕作が一般的に存在してはいたが、それが「二圃制」として成立していたかという点については否定的批判が多かった。

右の年荒、片あらし論は、牧畑の成立問題で暗中模索していた筆者に大きな手がかりを与えた。

というのは、一九六八年の「歴史地理学紀要一〇号」に、筆者は「村落共同体の成立と構造」¹¹⁾を發表し、牧畑成立を古代までさかのぼれるのではないかと推定した。その理由は、天平四年隱岐国正税帳、和名抄、貞享四年隱岐

国郷帳に見る隠岐の水田は五六〇町↓五九〇町前後で、天平四年隠岐国正税帳に見られる正税出挙稻二万束は田積から算定された租穀として妥当である。近世の田高は四、五〇〇石内外でこれまた近世を通じて大差はない。つまり、隠岐の水田は古代既に開発しつくされていたと判断出来る。ところが、正税帳には「隠岐国公廩出挙稻四万束」が記されている。村尾次郎は一九六四年刊の「律令財制史の研究」⁽¹²⁾四一八頁で「隠岐には天平期に、水田を凌駕する陸田が開かれていて、之が公廩出挙稻四万束を負担した。この史料にあらわれない陸田は当時の平均生産力から見て一、二〇〇町程度の陸田であろう」と推定した。

筆者も村尾の所説に賛成し、それは一、二〇〇町の普通畑の陸田でなく、近世牧畑面積から見てその三倍の面積の牧畑であろうと推定したが、之を証する農業経営が如何なるものであるかを示すことが出来なかつた。

こうした、事実を前提として隠岐の古代畑作を考えると次のような要約が可能である。

(1) 天平四年隠岐国正税帳に見える公廩出挙稻四万束は陸田生産の雑穀によるものである。つまり、田租相当額を雑穀が代替したものである。之は延喜式主税上に記されている「凡雑穀相博」の原理が既に天平年間隠岐で施行されていたためであろう。

(2) 隠岐の地質、地形等の自然条件から見て、村尾の推定した普通畑としての陸田千二百町は天平年間には存在し得ない。近世の普通畑は麻畑、上畑名称の普通畑両者合計で五十町であり、地租改正時点で普通畑は二一七町（牧畑の普通畑化による）、昭和四五年の耕地統計で畑面積四六〇町である。之は昭和四三年以降牧畑の耕作が停止したので、牧畑の中の多くが普通畑に地目変更したのを含んでいる。

(3) 以上から、天平四年の公廩出挙稻四万束は、片あらし的な切替畑耕作による雑穀生産であると判定せざるを得

ない。

(4) この片あらし的切替畑が、二圃制か、三圃制か、四圃制か不明であるが、地力保持、生産の安定確保、輪転効率の面から見れば、四圃制の牧畑形態がもつとも労働生産性が高い。

以上の点から見ると、天平年間の四万束の出挙稲の生産地は片あらし的耕地によるもので、生産性から見て牧畑の可能性が大である。若し此の推定が妥当であるとすれば陸田千二百町に相当する牧畑面積は輪転関係の土地利用率から見て三千六百町から四千町に及ぶものであると考えられる。これは近世の郷帳に見られる牧畑面積三千六百町と略同面積である。此の比較から見ると天平年間の隱岐の陸田は牧畑であったと推定することが出来る。

三、日本の古代牧とその耕地化

隱岐牧畑が古代既に成立していたとするならば、日本の各地に牧畑或いは牧畑類似の耕牧交替の土地利用は相当広汎な地域に成立していたのではないかという疑問が筆者には生じて来る。その最大の理由は、十、十一世紀にわたる牧の耕地化の事実である。伊賀の河西牧（広瀬牧）、河東牧、薦生牧が黒田庄となったことは石母田正の「中世的世界の形成」(13)で戦後いち早く詳論され、島田次郎が「日本中世村落史の研究」で、東寺領の垂水牧が垂水荘と開発された経過を精密に論述し、十世紀以後の牧の耕地化が全国的に進行した事を示した。例えば河内の会賀牧↓会賀庄に、山城の山田牧↓山田庄、遠江の質侶牧↓質侶庄、美濃の内牧↓内牧庄等はその例である。

以上は、貴族、大社寺所有の牧の荘園化であるが、村落共同体所有の牧においても、十世紀以降、耕地化は進捗したと考えられる。

延暦十七年(七九八)の十二月八日の官符には「山川藪沢公私共利、……墓地牧地不在制限」を述べている。公私共利の山林原野は、律令制下で、「不諭有官符賜及旧来占買、並皆收還」と収公されたが、墓地と牧地は制限にあらざとあつて公私共利の理念が貫徹されていた。しかし、村落共同体の農民が近世の入会地の用益の祖型を示していたことは、石母田正が同一書の中で「公有地は村落の側から見れば、大古から伝統的にその利用収益を保証された土地であるが、我國の古代村落においては、それは各村落毎に共有地として区画された形態をとっていたとは考え難いから、村落共有地というよりも、入会地という言葉が適当である。(中略)……奈良時代における入会地は、村落民側から見て共同規制はなく、治田に対する開拓者の私有性は永続的で確固たるものであった」と、大土地所有者の共有地開発が荘園的墾田形態を取るに對して個々の農民の開拓が治田として個人所有権の確立した私有耕地として成立したことを明らかにしている。

平安遺文を見ると天治二年(一一二五)の加茂荘と山田牧の抗争、美濃国内牧の領有、開発の抗争等に見られるように、牧が大規模に耕地化され、開発された牧は荘園となるが、その内容は「住宅」「廻垣」「粟林」「田」「畑」「桑畑」であった。廻垣はその内容、機能が明らかでないが、近世の中国高原地区の事例から推定すると、牧場と耕地、住宅との境界に設けられた垣柵である可能性がよい。牧垣と考えると、牧場は「垣外」で、住宅、耕地は「垣内」である。

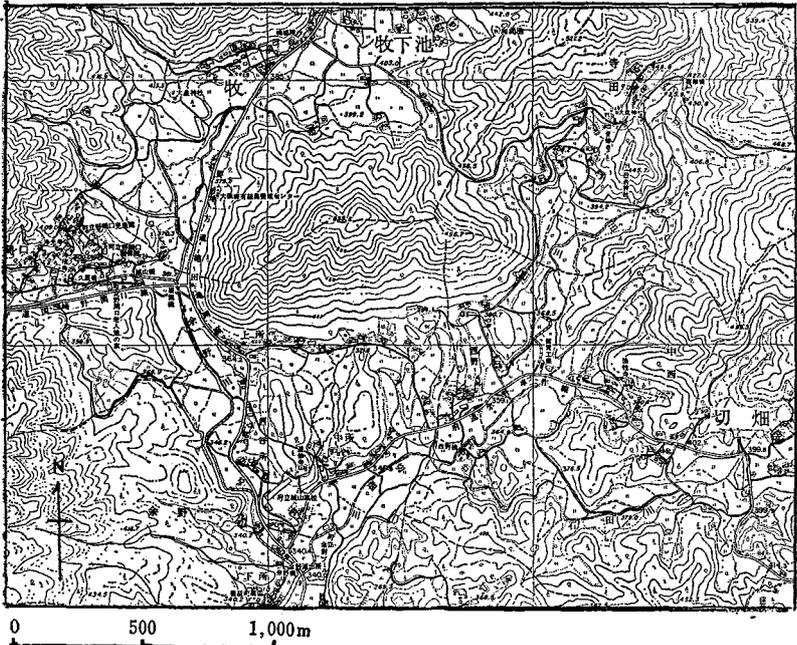
伊賀黒田庄の荘園史料の中で注目される事項の一つに「出作」がある。之は石母田の表現によれば「従来畑としてしか東大寺に考えられていなかった」板蠅畑に、柚土が周辺の村落を切拓いて独立農民として生長した過程で行われたことで、薦生牧こもうまきに入った柚土人が平安遺文(一三六〇号)にあるように「抑御柚土与件村、大河相隔往反不輒、仍件村構

作田屋、因之御庄田者等、出居彼島候也」の如く仮住居のまわりに銘々が零細な田畑を開き自己の生活の資に供したことであって、この面積が黒田庄の本免田といわれる二十余町の土地に対して三百町を越える出作地であったことでその出作地の意義は柚人の生活拠点の経済的基礎である。開発地の内容は、大治四年（一一二九）の伊賀国古文書が表現しているように「峯嶮谷嶮、民烟難接：田畝耕作治術難廻：開作之見地十町許也」で、水田は極めてすくなく、出作地の殆んどは山畑であった。この山畑開発は、恐らく焼畑形態で、遂次普通畑化して行ったと推定される。

黒田庄は板蠅柚の荘園化されたもので、その範圍は現在の名張市、奈良県の室生村、山添村、都祁村を含む七十平方町の山岳地帯であつて、薦生牧は柚の北東に接して位置している。笠間川の西側の葛生、岩屋地域は広瀬牧で、薦生牧同様本来は板蠅柚には含まれていないが、その南側の勝原、笠間、小倉の山地が板蠅柚の主要部で、之をめぐつて藤井牧、深野牧、長瀬牧が位置していた。之等は黒田庄の庄園化に併行して呼称が藤井庄、薦生庄、深野庄、長瀬庄と牧名から庄名に変じている。それは、西岡虎之助が、莊園史の研究⁽⁴⁾で「薦生牧、広瀬牧とも四至内には、牧地のほかに、新開治田、山、梁瀬および荒廢田などを包含したのであつて、この二分野の対立は、いきおいこれらの牧としての牧地としての性質の他に、莊園としての性質をも併せ、ひいては莊牧關係の機能を同時に遂行していた事を知らせるものである」と述べ、牛馬放牧の牧から穀物生産を主とする莊に轉換する過渡期の状態を説いている。

以上は十一世紀前後における古代牧の耕地化現象の歴史的事実を述べたものであるが、牧畑成立要因を探索している筆者にとっては次のような題点が右の現象の中において生じてくる。

すなわち、西岡の「莊牧両様の機能を同時に遂行」という見解の具体的意義は何であるかという事で、それは、同一地域内において牧場的機能と耕地的機能が同時遂行と理解されるが、過渡期の土地利用が、牧場、耕地の併行利用



第1図 豊能町の牧, 牧下池, 切畑 豊能町役場地図による

であるか、牧場とし耕地としての交替利用であるかという問題である。牧場が耕地化される推移の中で、牧地を牛馬役力を以って墾耕起し、耕地化することは当然あり得ることであり、且つ、耕地化された土地が、奈良、平安時代において年荒、片あらしの利用であったことは、既に歴史学者が多く事例で明らかにしているが、黒田庄の作出地においてもまた然りで、平安遺文(二二八二号)にも「出作四十五町四反三百卅歩、麦畑廿九町一段卅歩、片畑十六町三反三百歩」とある。

若し、牧の開発過程の中で、片荒し利用の内部に、休閒時牛馬が放牧されることであれば之は牧畑の原初形態である。

しかし、従来の日本農業技術史の中で、こうした事実の意義及び説明に当った研究者はなく、右の原初的牧畑成立を裏証した研究もない。従って牧の開発過程の中で牧畑が成立し得る可能性があ



第2図 岡山県新見市切畑 阿新広域図No.2

り得るとの推定はあくまで筆者の主観で、客観的実証にはいたっていない。右の可能性は予想的段階を越えてはいないが、例えば、大阪北郊の豊能町地域内において、牧、切畑両村落が近接立地している（第一図）、また、備中高原放牧地帯に分布する切畑地名（第二図）及び帳帳所載の「切畑」の広汎な分布から見て牧畑類似の切替耕作の成立を暗示しているように思われる。

四、石田による牧畑類似制度の概要

石田寛は「放牧と垣内」、「農業地域における牧畜」の両論文で¹⁶⁾、放牧集落を垣柵の存在形態によって六型に別け、耕牧輪換の土地利用形態を七型に別けて、各々その事例をあげている。之を要約すると次の如くである。

(1) 垣外放牧・垣内耕牧輪換……鳥取県大山町^{たたら}飯戸、種原、明間に大正初期まであった型式で、且つては家の廻りの個人垣と部落をとりまく部落垣と二重垣があり部

第1表 岡山県における切替畑の名称

地区	名称		カリ ヤマ	カリ ハタ	カリ オ	ハガ リ	ヒク キ	ヤキ ハタ	ヤマ ハタ	ナヤ マ
	東	粟	倉			○				
西	粟	倉			○					
大		原			○					
勝		田			○					
奈		義	○		○					○
勝		北			○					
阿		波	○			○				
加		茂				○				
津		山				○				
久		南				○	○			
上	米	原	○			○				
奥	齋	津	○			○				
鏡		野				○				
久		米				○				
中		央					○			
中	旭	和				○	○			
久	富	世	○			○		○		
落		合	○	○		○				
八		東	○			○				
川		上	○	○		○				
湯		原	○	○		○				
新		庄	○	○				○		
美		甘	○			○		○		
勝		山				○				
大		佐	○			○				
新		見	○	○					○	○
神		郷	○	○						
哲		西	○	○						
哲		多	○	○						

(注) 鶴藤の調査および田中のアンケート調査による (1980)

落垣の内で刈跡放牧があったという。

(2) 垣外放牧、垣内放牧……大山町の前記の地域の昭和前期の形態である。

(3) 垣外不規則な耕牧輪換・垣内耕牧輪換……岡山県阿哲郡神郷町千屋地区で大正年間まで見られた大垣、部落垣の外側が刈山かひやまと称され、不規則な耕牧輪換した。苫田郡奥津町や鏡町かがみの場合は垣の内側で野飼のくひい（放ち飼はなちくひい）が行われた。阿哲山地ではこの型が大正時代までかなり存在した。

(4) 垣外不規則な耕牧輪換、垣内耕作……牧畑の回転式形態で、昭和十年頃以降は垣内の刈跡放牧はなくなつた。

以上石田による牧畑類似制度の研究は実地調査結果を系統化したもので、極めて貴重なものである。右の記述の中に「刈山」の語が出て来るが、之は一般的には焼畑の意に解されている。鶴藤鹿忠は「岡山県の焼畑について」⁽¹⁶⁾なる報告で、焼畑の名称、分布についてのべているが、之に筆者のアンケート調査結果を加えると第一表のようになる。

用語にかなりのニュアンスの差があるので切替畑の名称を広義に解した。例えばハガリは葉刈又は端刈と記され、採草地、放牧地の切替耕作に多く用いられ、ナヤマは作付種目が油菜、大根が主である場合に多く用いられる。カリヤマ、カリハタは刈山、刈畑で之は森林の切替畑に主として使用されている。

五、中国高原地域の畑作形態と牧畑

(1) 刈山慣行

島根、鳥取、岡山、広島の県境地帯の農業は山地農業経営面から注目すべき内容を示して居た。先ず、水田農業については、農用林野との結びつきが極めて強く、例えば島根県山間地帯に普及していた「株小作制度」はその特色を典型的に示している。すなわち、水田小作については、耕地としての水田の借地ばかりでなく、役畜としての牛馬、農具、刈敷給源としての腰林、採草地が一括して水田の生産手段として小作されている。金肥農業が主となった現在においても、厩堆肥、草肥は元肥として山地水田経営には不可欠のものとなっている。

畑作農業については、放牧地、採草地そのものが切替耕地として利用されることが特色で、カリヤマ、カリハタ等と呼称されていた、之は一九三六年、「農林省山林局の「焼畑及び切替畑の調査」⁽⁹⁾で全国的調査がなされ、一九三八年、山口貞夫が「焼畑の地理的分布其他」⁽¹⁰⁾で図化している。これになると、中国高原は昭和十年代には上記四県の県境地帯を中心にして焼畑が分布し、特に鳥取、岡山県境の高原地帯に濃厚な分布を示し、西中国では分布が散布的になっている。しかし、焼畑用語を示す刈山、刈畑名は備中高原より備後高原（広島県神石郡、双三郡、比婆郡、甲奴郡、山県郡）に伝承されていた。近世から近代初頭にかけては中国高原に全般的分布を示したものが昭和初期には安芸、南備後で衰退したものと推定される。

カリヤマ、カリハタは山野の草木を刈り取り之を焼却しそのあとを畑地とするという内容から生じた切替畑の概念であるが、備中高原のカリヤマは牧垣外側の耕牧交替地をも意味し、石田寛の「垣外不規則の耕牧輪換地」はカリヤマ、カリハタ、ハガリと呼称されていた。つまり、焼畑、牧畑類似土地利用はカリヤマ、カリハタ、ハガリとして備中山村では「切替畑」として理解されていたのである。

(2) 検地帳における「切畑」「山畑」

島根県立図書館には、県史編纂資料として県下全域の検地帳の「写」が保存されている。隠岐島の検地帳には畑の種類別が麻畑、上畑、中畑、下畑、下下畑、牧畑と六種別されているが、出雲部の検地帳には上畑、中畑、下畑、下下畑、山畑の五区分がなされ、一部の村では之に切畑（邑智郡大貫村等）が加わっている。このうち、特に注目すべきことは山畑検地帳は既に元禄九年代から別冊となっている。例えば元禄九年飯石郡菅原村^{かや}御検地帳、同年同村山畑御検地帳の如くになっている。同一簿冊の中に普通畑と山畑が記録されていることはない。つまり、出雲部では普通畑と山畑は近世初頭から別扱いになっていたのである。しかも山畑改帳が元禄以後、しばしば行われ、文久二年分まで摘出出来る。

之に対して山陽側の検地帳には「山畑」の名は見られず「切畑」の名があらわれる。

従来「切畑」に対する概念が学会では殆んど示されていないので例示しよう。元禄八乙亥年四月備中国哲多郡上神代村（現在の阿哲郡哲西町上神代）の例ではその合計高、反別が次のようになっている。

右之寄

上上田 拾五町八反五畝貳拾四歩

此分米三百拾七石壹斗五升九合二勺

但斗代貳石

上田 八町五反貳拾歩

此分米百六拾壹石六斗二升七合

但斗代壹石九斗

中田 拾六町九反五畝拾貳歩

此分米貳百八拾八石貳斗壹升七合六勺

但斗代壹石七斗
下田 貳拾五町貳反九畝貳拾步

此分米三百五拾四石壹斗五升貳合六勺
但斗代壹石四斗

下下田 拾六町四反六畝貳拾四步
此分米百六拾四石六斗八升八勺

但斗代壹石

山田 壹町七反七畝壹步

此分八石八斗五升壹合八勺

但斗代五斗

上畑 四町壹反七畝拾貳步

此分米五拾壹石三斗四升八合五勺

但斗代壹石貳斗

中畑 五町壹反六畝拾三步

此分米 五拾貳石八斗五升九合九勺

但斗代壹石

下畑 八町九反八畝拾五步

此分米七拾三石九斗七升八合八勺

但斗代八斗

下下畑 拾五町七反八畝貳拾五步

此分米六拾六石六合壹勺

但斗代四斗

切畑 拾町七反貳拾五步

第2表 備中阿哲地方の田畑面積

村別 田畑別	上神代村	下神代村	矢田村	新見村	花見村	佐根村	赤馬村	井原村
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
上上田	0 0 0 00	48 9 3 13	5 7 3 14	26 4 8 26	0 0 0 00	4 2 9 14	3 9 4 16	0 0 0 00
上田	8 5 0 20	18 9 1 18	15 4 5 18	7 0 8 15	2 9 8 18	14 5 2 16	2 2 7 09	5 1 1 13
中田	16 9 5 12	17 1 7 09	47 0 3 13	10 2 0 09	5 7 6 11	12 7 8 00	1 0 5 12	4 0 5 09
下田	25 2 9 20	31 0 1 07	25 0 5 13	24 4 0 26	4 9 6 26	4 0 5 18	0 6 1 02	2 6 9 12
下下田	16 4 6 24	14 3 7 16	4 1 3 09	15 7 6 20	7 0 6 15	3 1 2 15	0 4 8 12	5 0 4 22
山田	1 7 7 01	7 1 0 18	1 4 7 12	7 0 4 18	7 0 4 17	0 9 3 18	0 0 0 00	0 7 5 19
上畑	4 1 7 12	6 1 9 27	7 1 2 05	13 5 7 12	3 0 1 15	1 0 6 28	0 7 7 12	0 5 0 15
中畑	5 1 6 13	16 6 5 00	11 1 9 15	11 3 5 16	1 4 1 12	1 8 7 12	1 2 1 8	1 0 3 17
下畑	8 9 8 15	17 4 2 27	4 2 0 11	9 4 8 25	1 6 5 26	5 0 6 06	2 1 0 03	2 2 0 05
下下畑	15 7 8 25	12 5 2 21	4 4 8 29	15 8 4 02	2 8 2 02	5 3 4 11	1 2 2 29	1 6 7 11
切畑	10 7 0 25	15 7 1 02	3 7 6 20	7 8 3 01	6 7 4 05	3 2 7 23	1 1 1 23	2 4 7 18
屋敷	2 5 4 20	5 0 4 00	2 3 4 19	7 0 8 21	0 9 3 29	1 5 9 18	0 3 0 27	0 9 1 09
反別計	132 2 2 01	181 0 7 18	132 0 1 03	156 1 7 11	41 7 1 26	57 9 4 03	15 1 7 13	26 4 7 00

(注) 元禄8年検地帳による

第3表 地区別田畑種目別筆数

種別	地区						
	坂根，南河原，野田	安信，門前岩屋，新市	湯船，小谷	油	野高	瀬千	屋
上上田	28	102	60	13	0	62	
上上田	46	123	85	21	25	114	
中田	62	114	63	22	50	41	
下田	138	171	176	44	41	61	
下下田	125	46	106	50	64	28	
山田	48	13	45	73	17	25	
上畑	32	69	42	31	14	51	
中畑	107	109	81	92	47	60	
下下畑	135	86	107	102	10	37	
下下畑	107	49	78	121	58	51	
切畑	96	41	103	201	36	135	
屋敷	83	106	66	76	41	77	

(注) 元禄年検地簿冊より計算

此分米式拾式石式斗三升四勺

但斗代二斗

屋敷 式町五反四畝式拾歩

此分米三拾石五斗六升

但斗代壹石式斗

分米合千五百九拾壹石六斗七升式合六勺

反合百三拾式町式反式畝壹歩

の如くである。元禄八年の検地帳が完全な形で保存されている村の田畑反別を表象すると第二表のようになる。切畑面積に関して見ると、下神代村、上神代村、新見村、花見村の切畑面積が大である。

検地帳の一部が残っている村については、田畑面積の全村的集計は出来ないので、調査規準を「筆数」の多小面から村々の地区簿冊毎に田畑種別毎の「筆数」を調査して見ると第三表のようになる。第二表の面積表と第三表の筆数表を同一規準では取扱えないが、田畑種目別の中で占める比重としては、その多少傾向を示すものとして判定資料となる。

之によって見ると、上神代、下神代、新見、花見の村々は

面積上から見て、切畑の比重が大である。部落別の筆数では油野、千屋、坂根、高瀬が大となっている。特に油野、千屋では切畑の筆数が最大の比重をしめている。

以上のように、阿哲地方の検地帳から見限り、切畑は同地方の畑作経営の中で極めて重要な地位をしめている。では、近世における切畑とは何かが問題になる。柳田国男の「農村語彙」(19)の中でも、切畑の解説はあるものの切替畑、焼畑の解釈でその概念が莫然として特色、性格は明らかにされていない。

そこで、岡山県北部地区の市町村誌の中で切畑についての記述を求めて見ると、真庭郡久世町史²⁰(一九七五)が之をとりあげている。

元文五年(一七四〇)久世地方庄屋十名が代官平岡彦兵衛に提出した「切畑之訳御尋ニ付申上候寛」に切畑の内容が記されている。長文であるので要点を摘記すると次のようになる。

(1) 切畑は慶長八年(一六〇三)から寛文七年(一六六七)までに開いたものを古地(本田畑)切畑と呼び、元禄十年(一六九七)までの切開きは新田切畑、享保十一年(一七二六)までの切開きは新開切畑と称して、いずれも検地により石盛が決定し、課税対象地とされた。

(2) しかし、之等の切開地はいずれも焼畑地で、元文の頃は林地と交替するようになっていたので切畑地そのものは移動していた。

(3) 右に対して無年貢の焼畑を葉刈山(籠山)と称した。之は百姓夫食のための焼畑で、実質的には切畑と同一であった。

(4) しかし、葉刈山の中には「秣場」及び「放牧地」を利用するものもあったが、之等は一、二年の作付のみで、長

期間にわたるものはなかった。

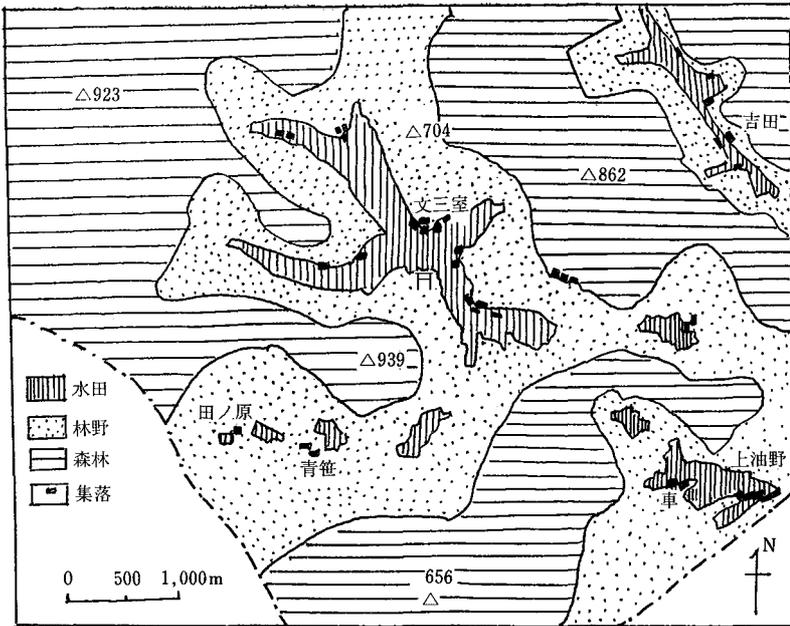
(5) 葉刈耕作は葉刈山を村内に持つ村の百姓が自村の葉刈山を焼畑にするので、他村の百姓には従前からの入会関係があつた土地であつても許可しない。

以上五点のように要約出来る。つまり、切畑の本来の意味は森林原野の切り開きによる焼畑で、貢納対象地である。しかし切畑であつても葉刈山は無年貢地である。この葉刈山の中で、秣場、放牧地は一年又は二年の焼畑でまた草地に逆戻りする。つまり、切替耕地として利用される採草、放牧地である。耕作時に荊棘雑草の焼却をする。

以上の点から見れば、石田が阿哲地方で刈山、刈畑とし耕放交替土地利用として示したものは真庭地方でいう葉刈山と同一である。

一九八〇年五月筆者が阿哲郡神郷町三室地区で調査した所によると、刈畑慣行地域として利用された地区は第三図のようになる。山間支谷に沼つて水田があり、それをめぐつて採草地、放牧地がひろがって、ここが葉刈山である。上油野、青笹は葉刈山と結合した集落で、水田地との間に放垣が存在し、垣外が不規則耕牧輪換が行われた。

鳥取県の検地帳は県史八巻近世資料編に集録されているが、伯耆西部の山村のものに限られていて、全県的な検討は出来ないが、集録検地帳は、元和四年（一六一八）のもので、現在の若桜町地区のもので、いずれも切畑をのせている。諸鹿村の例では上畑九反、中畑沓町沓反、下畑九反に対して切畑が五町五畝で、篠畑村の場合は上畑六畝、中畑七畝、下畑沓反四畝、下下畑沓反四畝、切畑沓反二畝となつていて、切畑が高い比重を示している。寛永十年（一六三三）の明延村地詰帳には切畑、山畑合沓町廿一步と記され、切畑、山畑が同種の様な取扱いをうけている。文政三年の神倉村差出帳によると、切畑十三筆がそれぞれ面積表示の上、代官所に報告されている。



第3図 岡山県阿岐郡神郷町三室地区の土地利用

右の例で見る限り、貢納対象としての切畑であった事は明らかである。

島根県の場合は現存検地帳で見る限り、切畑名称を示しているのは天和三年（一六八三）の石見国邑智郡大貫村切畑検地帳のみで、他はいずれも「山畑検地帳」となっている。その検地帳五十件で、仁多郡二十二件、飯石郡十三件、大原郡七件、秋鹿郡四件、楯縫郡二件、神門郡、邑智郡各一件となっている。之等の山畑は課税対称地で、例えば仁多郡小馬木村の山畑二町五畝、分米一石二斗五合の如くである。

仁多郡中、現在の横田町、仁多町は、備中境の村であるが、この両村に十七件の山畑検地帳が集まっている。しかし、不思議に思われることは、昭和四〇年代まで畑畑類の耕牧輪転慣行の存続した横田町鳥上地区については山畑検地帳が見られない。この理由は資料面から明らかになし難い。

が、筆者は備中国久世地区の切畑と葉刈山の事例と同様の事実が出雲の山畑の場合にも存在したのではないかと推定する。すなわち、検地帳に記された山畑は貢納対象の山畑であるが、久世の葉刈山と同様に無年貢の山畑が出雲の場合も相当存在し、之が農民扶食の手段として強固に存続したと考えられるからで、横田町島上地区の山根側、日向側の耕放交替慣行地は正に之に該当するものではないかと思う。

(3) 切畑、山畑と牧畑問題……以上の記述によって示されているように、備中、伯耆の検地帳の切畑、出雲地方の検地帳の山畑は、検地帳の畑の等級、すなわち、上畑、中畑、下畑、下下畑の普通畑でないことは確である。さればと言って、麻畑、桑畑、楮畑、茶畑等の栽培種目を示した畑でもない。之は焼畑、牧畑、林畑等と同様に畑の経営、利用形態上の見地から呼称される名称である(2)。

中国高原における切畑、山畑は焼畑形式の切替畑であると共に、このうちの或る部分は、耕牧交替の土地利用、すなわち、牧畑類似の切替耕地で、これは刈畑、刈山と呼ばれ、久世町の例で見ると多くの場合、無年貢の切替畑である例が多い。之は森林を切りひらいて十年、二十年の長期間耕作する焼畑とは若干の相違点がある。というのには、森林の焼畑はすくなくとも十年以上の耕作地の移動はないが、放牧地、採草地の切替畑は二年以上同一地域を畑地使用しないから、耕地としては極めて、場所的に不安定な耕地である。土地利用形態上は不確定利用で「不安定耕地」(2)である。更に焼畑は、森林伐採後の火入れは、肥培効果を求めたものである。之に対して、放牧地、採草地の切替耕作の火入れは、肥培目的でなく、不作物焼却の便宜的手段であって、隠岐牧畑、瀬戸内の八島牧畑の場合も、本来は耕地化のための不作物除去が目的である。備中、備前ではこうした手段的火入れ耕作は「葉刈」と称して森林焼却の焼畑とは区別している。しかも葉刈山は殆んど無年貢の土地で、いわゆる「ほまち畑」である。こうした

「不安定耕地」は検地帳、改帳、地誌帳にも記録されず、専ら「百姓夫食」のものである。

検地帳記入の切畑、山畑は百姓の立場から見れば、農業経営上、貢納上限の切替耕地で、之を越える課税地増加は百姓相続相不叶ということなので、官辺でも課税地増加はしていない。従って、葉刈山は百姓相続の保証地域で、その面積は表面化されないで、備蓄用として相当な面積に達していた事と思われるが文献的には不明である。葉刈耕地は村民共有の放牧地、採草地の耕地化であるから共同体の承認が必要で、予め、標しによって意志表示し、共同体の抗議がない場合に耕作された。備後、備中の奥地では、森林中でもこうした葉刈型の慣行はあった（一九八〇年五月神郷町、高野町の聞き取りによる）。

隠岐島における牧畑は、既に筆者等が詳説したように、四圃式で、輪転関係が規則化され、土地制度上から見ると各人の牧畑所持高は一牧に集中せず、四牧に分散し、貢租は定免で、その年度の実耕作とは無関係に徴集されていた。之は小作の場合にも該当し、牧畑経営四ヶ年を通じての平均收穫が標準になって、定免に準じた小作料がきめられていた。土地占取、土地利用形態はヨーロッパの三圃農法に近似し、牧畑には牧畑耕地、放牧地、森林が混在し、アウトフィールドとしての永久放牧地を伴っていたのと似ていて、「耕区 (Gewann) 制」が確立していた。大塚久雄の「ゲルマン的共同体」の経済形態である。しかし、粟島の三圃式牧畑、対馬の例は三圃式交替ではあるが切替式耕牧交替で耕区は確立せず、また三橋が屋久島、種子島の耕牧交替農法は「粗倣穀草式」と位置づけたようにこれまたヨーロッパの三圃農法とは程遠い。二圃式の例としては瀬戸内海の八島の例が適例で、此所では砂州によって結合した北部の小島と南部の大島が一年交替で耕牧交替耕作を明治十年代までくりかえしていた²³。之は穀草式、主穀式の概念とは若干内容が異なり、文字通り「切替畑」であった。

中国高原の耕作交替土地利用はその経営から見れば、粗做穀草式の初期形態であって、検地帳の表現による「切畑」「山畑」である。耕作に当って焼畑経営が主体となっているが、焼却が目的手段である「ヤキハタ」「ヤキヤマ」と、便宜手段である「ハガリ」とは性格が異なっている。中国高原の「ハガリ」は牧畑の初期的形態の一側面の如くである。

以上の記述は牧畑の起源、本質を求めている筆者の作業にしては、あまりにも資料不足で、到底問題解明には程遠い内容であるが、避けて通ることは許されない検討領域である。記述内容については焦点の不定、判断の誤りが多いと思うので、先学の御叱正、御指導を願っている。そうした指導を得て、混濁の牧畑成立の歴史地理的研究の現段階から脱出を願っている。

註及参考文献

- (1) 佐々木高明(一九七二)日本の焼畑 古今書院。
- (2) 畑井弘(一九七六)八一〇世紀の林田農業と家地経営、史林五九卷三号。
- (3) 季刊人類学四卷二号(一九七三)の座談会記事における宮本常一の報告。
- (4) 三橋時雄(一九六九)隠岐牧畑の歴史的研究 ミネルバ書房。
- (5) Hiroshi Ishida (1970) Historical Geography of Rough Grazing in Japan. Department of Geography University of Hiroshima. (同趣旨の和文報告は人文地理十二卷二号(一九六〇)の放牧と垣内として発表)。
- (6) 田中豊治(一九七九)隠岐島の歴史地理学的研究 古今書院。
- (7) 徳井賢(一九七七)火田民を訪ねて、地理二卷八号、九号。
- (8) 島田次郎(一九六六)日本中世村落史の研究 吉川弘文館。

- (9) 戸田芳美 (一九六七) 日本領主制成立史の研究 岩波書店。
- (10) 高重進 (一九七五) 古代中世の耕地と村落、大明堂。
- (11) 田中豊治 (一九六八) 村落共同体の成立と構造。歴史地理学紀要一〇号。
- (12) 村尾次郎 (一九六四) 律令財政史の研究 吉川弘文館。
- (13) 石母田正 (一九四六) 中世的世界の形成。伊藤書店。
- (14) 西岡虎之助 (一九五三) 武士階級結成の一要因としての牧の発展。荘園史の研究上巻、三〇一—四七〇頁。
- (15) 前掲 (5)
- (16) 鶴藤鹿忠 (一九七五) 岡山県の民俗地理。
- (17) 農林省山林局 (一九三六) 焼畑及切替畑ニ関スル調査 (治水関係資料第九輯)。
- (18) 山口貞夫 (一九三八) 焼畑の地理的分布其他。地理学評論、十四卷一号。
- (19) 柳田国男 (一九七五) 分類農村語彙下巻三九頁。国書刊行会。
- (20) 久世町教育委員会 (一九七五) 久世町史、三六〇—六二頁。同委員会。
- (21) 島根県旧藩租法 (県立図書館蔵) に「山畑定成は一段に付五升乃至三年、高山或は偏平ならざる山等にして壤を運搬し難くわずかに柴草を壤に代へいささかの穀類を植うる地たるを以つて其地に応じて貢を納むるものなり」とあり、飯石郡誌は「山畑切替畑をいう」と注している。
- (22) この適例を前掲 (5) の中で石田教授は備中国高瀬地区土地利用図で明示している。
- (23) 一九八〇年六月筆者 八島地区調査による。